

幼児教育・保育無償化の給付(施設等利用費)の 請求に関するご案内

無償化の給付(施設等利用費)を受けるためには、無償化の対象となるための申請(施設等利用給付認定の申請)を行い、認定(施設等利用給付認定)を受けていることが必要です。

下記の【請求が不要な施設】に在籍する方を除き、認定(施設等利用給付認定)を受けている方は、本案内を確認して市に請求を行っていただく必要があります。

【 請求が不要な施設(松本市内に所在する施設のみ) 】

1 幼稚園

鈴蘭幼稚園、聖テレジア幼稚園、松本青い鳥幼稚園、松本いずみ幼稚園、松本幼稚園、本郷幼稚園、本郷南幼稚園、信州大学教育学部附属幼稚園※

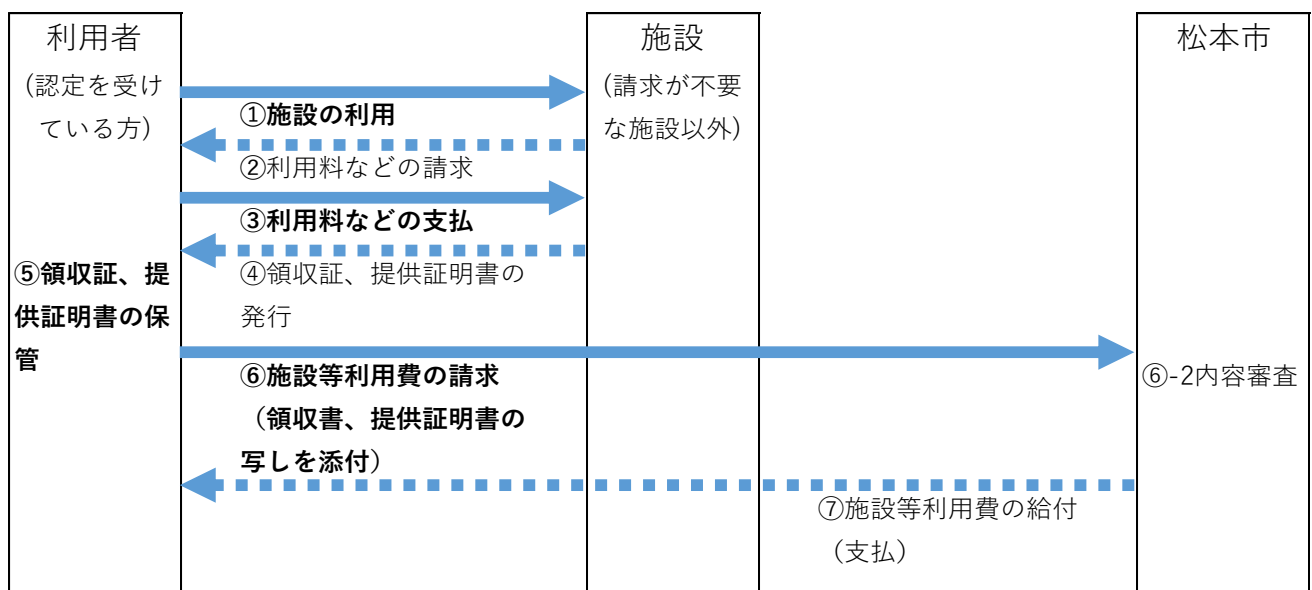
2 認定こども園

認定こども園深志、ささべ認定こども園、認定こども園ふたご、やよい認定こども園、認定こども園聖十字幼稚園、認定なぎさこども園、認定こども園松本光明幼稚園、認定こども園松本中央幼稚園、認定こども園松本短大幼稚園、認定こども園ひなたぼっこ、認定こども園インターナショナルスクールオブ長野、信学会松本こども園、信学会やまびこの森こども園、認定こども園白百合幼稚園、信学会松本南幼稚園、信学会松本神映幼稚園

※信州大学教育学部附属幼稚園に在籍するお子さんのうち、施設等利用給付認定の新 2 号または新 3 号認定(預かり保育料が無償化される認定)を受けて認可外保育施設等を利用した方は、市に施設等利用費を請求していただく必要があります。

1 号認定の方は、請求は不要です。

イメージ図 (施設等利用費の給付)



問い合わせ先: 松本市役所こども若者部保育課 保育担当
〒390-8620 松本市丸の内3番7号(東庁舎2階)
E-mail: jidou@city.matsumoto.lg.jp
TEL: 0263-33-9856(直通) FAX: 0263-34-3236

1 施設等利用費の給付(償還払い)

施設等利用給付認定を受けた方には、施設等利用費の給付が行われます(無償化)。幼稚園等の施設等利用費の請求が不要な施設を除いて、利用者はいったん施設等の利用にかかる費用を負担(施設等に支払)していただき、後から市が利用者に対して施設等利用費(無償化される金額)をお支払いします。

2 施設等利用費の金額

施設等利用費は、利用者が実際に負担された施設等の利用料と、下記の上限額を比較して、どちらか少ない方の金額を給付します。

認定区分	幼稚園の利用料・入園料	幼稚園の預かり保育料	認可外保育施設等
1 号	月額 25,700 円 (国立大学附属幼稚園は月額 8,700 円)	対象外	対象外
2 号		月額 11,300 円	月額 37,000 円
3 号		月額 16,300 円	月額 42,000 円

(1) 幼稚園の利用料・入園料

- 1 か月ごと、その月の利用にかかる利用料と、年度内に支払った入園料を在園月数で割り返した額(10 円未満は切り捨て)を合算した額と、上記上限額を比較して、どちらか少ない方の金額を給付します。

例) 月の利用料が 20,000 円、入園料は 12,000 円で 12 か月在籍する場合… $20,000 \text{ 円} + (12,000 \text{ 円} \div 12 \text{ か月}) = 21,000 \text{ 円}$ 21,000 円 < 25,700 円のため、21,000 円を給付)

- なお、月の途中に入園または退園をされた場合や、月の途中で転入または転出された場合は、次の計算方法によって算出した金額を上限に給付します。

計算方法 1) 月の途中の入園または転入(利用開始)… $25,700 \text{ 円} \times \text{最初の利用日以降のその月の開所日数}(\ast) \div \text{その月の開所日数}(10 \text{ 円未満切り捨て})$ $\ast$ 最初の利用日より後に転入する場合は、転入日以降の開所日数とする。
 計算方法 2) 月の途中の退園または転出(利用終了)… $25,700 \text{ 円} \times \text{最後の利用日までのその月の開所日数}(\ast) \div \text{その月の開所日数}(10 \text{ 円未満切り捨て})$ $\ast$ 最後の利用日より前に転出する場合は、転出日までの開所日数とする。

(2) 幼稚園の預かり保育料

- 実際の利用日数が月に 25 日以下である場合は、450 円×利用日数で計算した金額が上限になります。

例) 利用日数が月に 10 日… $450 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} = 4,500 \text{ 円}$ 利用日数が月に 26 日…(2 号)11,300 円または(3 号)16,300 円

- 預かり保育の実施日数等が少ない幼稚園等 $\ast$ に在籍する方は、当該幼稚園で実施する預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料についても次の計算方法によって算出した金額を上限に給付します。当該幼稚園等以外に在籍する方は、認可外保育施設等の利用料は無償化されません。

$\ast$ 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が 8 時間未満または年間開所日数が 200 日未満もしくは預かり保育を実施していないと市町村が確認した幼稚園または認定こども園(施設が所在する市町村にご確認ください。)

計算方法) 2 号認定の場合… $11,300 \text{ 円} - \text{幼稚園等の預かり保育料分の給付金額(上記の方法で計算した金額)}$
 例) 幼稚園で預かり保育を 10 日利用して 5,000 円を支払い、認可外保育施設等では 7,000 円支払った場合…
 $11,300 \text{ 円} - 4,500 \text{ 円}(450 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} = 4,500 \text{ 円})$ $5,000 \text{ 円} > 4,500 \text{ 円}$ のため預かり保育分は 4,500 円を給付
 $= 6,800 \text{ 円}$ $7,000 \text{ 円} > 6,800 \text{ 円}$ のため、認可外保育施設等の利用分は 6,800 円を給付

(3) 認可外保育施設等(一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を含む)

- 保育園、認定こども園、幼稚園に在籍する方(預かり保育の実施日数等が少ない幼稚園等に在籍する方を除く。)は、認可外保育施設等の利用料が無償化されません。
- なお、月の途中で転入または転出された場合は、上記(1)の計算方法 1・2(25,700 円とあるのは、2 号認定にあっては 37,000 円、3 号認定にあっては 42,000 円と読み替えてください。)によって算出した金額を上限に給付します。

3 施設等利用費の請求手続き

施設等利用給付認定を受けた方は、市に対して施設等利用費の請求を行っていただく必要があります。

(1) 提出先

市役所保育課へご提出ください。 郵送、または窓口で受付いたします。

郵送提出で修正があった場合、追加の送料や支払いの遅れが生じる可能性がありますので、ご注意ください。

(2) 請求の受付期間

通常、偶数月の 1 日から 10 日までの間に、その月の前 2 か月分の施設等利用費の請求を受付しています。
(例. 4 月と 5 月利用分の請求は、6 月 1 日から 10 日の間に受付します。)

請求を忘れてしまった場合や締切日に間に合わなかった場合は、次の受付期間での請求にご協力ください。
なお、ご事情により施設利用後、長期間請求できない場合などは、保育課へご相談ください。

一定以上の長期間にわたって請求の手続きが行われなかった場合、施設等利用費(無償化)の給付を受ける権利が消滅してしまう(請求をされても市からお支払いできなくなる)ため、できるだけ年度内には手続きを行っていただきますようお願いいたします。

(3) 提出書類

① 「施設等利用費請求書(償還払い用)」

- ※1 金額の計算方法等がご不明な場合は、いったん該当箇所を空欄のままご持参ください。
- ※2 原則として、認定保護者(認定申請を行った方)の名義の口座を記載してください。
- ※3 認定保護者(認定申請を行った方)と異なる名義である場合は、委任状の提出が必要です。

② 施設等の発行した領収証および特定子ども・子育て支援提供証明書等の写し

- ※1 利用施設に、無償化の申請のために必要な旨お伝えください。
- ※2 領収証および提供証明書を紛失してしまった場合、その分の施設等利用費は給付できません。利用者の責任において、紛失しないようにご注意ください。
- ※3 口座引き落とし等のため領収証が発行されない場合は、引き落としされたことが確認できる資料や、利用料を支払ったことが分かる書類を提出してください。
- ※4 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を利用した方は、援助を行う会員が発行した活動報告書の写しも添付してください。

③ 「特定子ども・子育て支援施設等の利用実績明細表」

※無償化の対象施設の利用実績のみ記入してください。なお、幼稚園に在籍し、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象とならない方は、認可外保育施設等の利用実績の記入は必要ありません。

4 施設等利用費の給付

請求書等の書類の内容を審査した後に、施設等利用費として認められる額を請求書に記載の口座へ入金します。なお、書類の内容で不明な点や確認すべき点があった場合には、必要に応じて利用者や利用した施設等に対して保育課から連絡を取らせていただくことがあります。

給付は請求から1か月以内を目安に行います(年度当初または年度末にあつては、異なる時期に給付を行う場合があります。)

松本市内の無償化対象の認可外保育施設

施設名	設置者	住所	TEL	通常開所時間
チャイルドハウスなでしこ	(株) NA.EG ヤマダ	筑摩 2-8-8	25-1443	7:00~18:00
保育所キッズワールド	(株) ACTIX innovation	出川町 5-4	28-7809	18:00~翌 3:00
きらの子ルーム	(株)輝コーポレーション	寿中 1-14-15	86-0086	8:15~18:30
託児所にじろキッズ城西	(株)にじれあ	松本市城西 1-4-5 やすら木の家 1F	88-8694	8:00~翌4:00
信州大学 おひさま保育園	国立大学法人信州大学	旭 3-1-1	37-2828	7:30~19:30
相澤病院保育所 Aiすくすく	社会医療法人財団 慈泉会	本庄 2-7-13	33-8488	7:45~19:00
こどもの家 フェリーチ	西村 あさみ	岡田町822-1	080- 5053- 2743	9:15~14:00
託児所はいちいず	合同会社はいちいず	深志 3-5-16	88-3805	17:00~翌 2:00
一時預かり専門託児所たんぽぽ	伊藤 範子	梓川倭 2571-12	—	10:00~15:00

松本市内の無償化対象の一時預かり事業等

事業の種類	施設名	設置者	住所	TEL
一時預かり事業	ドンボスコ保育園	社会福祉法人 カリタスの園	元町 1-2-20	35-5511
	山の子保育園	社会福祉法人 山の子会	里山辺 3728-3	36-7711
	幼保連携型ささべ認定こども園	学校法人 池田学園	笹部 3-13-25	50- 5343
	幼保連携型認定こども園 聖十字幼稚園	学校法人 聖十字学園	開智 1-6-25	32- 4688
	松本市こどもプラザ (休日保育)	松本市	筑摩 1-13-22	29- 3400
	(松本市公立保育園 42 園)	松本市	—	—
病児保育事業	相澤病院病児保育室「ひだまり」	社会医療法人財団 慈泉会	本庄 2-5-1	33- 8600
	梓川診療所病児保育室「ハイジ」	医療法人 梓誠会梓川診療所	梓川梓 2344-1	88-5681
	丸の内病院病児保育施設 「わかば」	社会医療法人 抱生会	渚 1-1-16	88- 8608
	まつもと医療センター病児保育 室「ひまわりハウス」	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	村井町南 2-20-30	58- 3526
病後児保育事業	松本市こどもプラザ (病後児保育)	松本市	筑摩 1-13-22	29- 3400
	松本市南郷こどもプラザ (病後児保育)	松本市	横田 3-23-1	32-6315
子育て援助活動 支援事業	松本市ファミリー・サポート・センター事業	松本市	—	34- 3308